

同大会臨時變更ノ規則ハ本會ニ於テ其前マデモ會事
目ニ列ス

第二十六條

本同盟ノ事務並ニ其ノ事務ノ執行ニ關スル事項ハ本會
目ニ列ス

第二十七條

本同盟ノ加入員並ニ其ノ加入員ノ資格ハ本會ニ列ス

第二十八條

本同盟ノ加入員ハ本會ニ列ス

第二十九條

本同盟ノ加入員ハ本會ニ列ス

第三十條

本同盟ノ加入員ハ本會ニ列ス

トス

財團法人協同會大改定

度トス

第二十七條

本同盟ノ會計監査及ビ財産管理ニ關スル責任ハ本同盟
役員全員ヲ以テ負フモノトス

第七章 補 則

第二十八條

本同盟規約ハ大會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ變更スル
コトヲ得ズ

但シ細則規定ハ之ヲ中央委員會ニ於テ決定スルモノ
トス

第二十九條

本同盟規約ハ昭和五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

「質問」

●「主事ト云フ様ナ非戰團的ナ名ヲヤメテ書記長ニシテハ如何」
望月（本部）

「書記長ニシタイト思フガ政黨ニ書記長ガアルガ爲ニ混同ス
ル恐レガアルカラ主事ニシタ」